

令和7年度定期監査（後期）
結果報告書

令和7年12月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（後期）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和7年12月26日

港区監査委員 徳重寛之

同 有賀謙二

同 二島豊司

同 砂川佳子

《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査対象施設	1
3	監査の主な観点	1
第 2	監査の結果	2
1	指摘事項	2
2	意見事項	3

第1 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

対 象	期 間
芝地区総合支所	令和7年8月28日から10月9日まで
麻布地区総合支所	
赤坂地区総合支所	
高輪地区総合支所	
芝浦港南地区総合支所	
みなと保健所	

2 監査対象施設

所 管	名 称
麻布地区総合支所	保育園（飯倉、西麻布、麻布）

3 監査の主な観点

(1) 現金・金券等管理事務

現金収納・支払事務、現金管理、金券等管理は適正に行われているか。

(2) 歳入事務

調定事務・債権管理・国庫補助等の歳入事務は適正に行われているか。

(3) 契約事務

履行の完了及びその確認は適正に行われているか。

(4) 補助金

補助金の申請、審査、確定、清算は要綱等に基づき、実績報告を含め、適切な時期に適正に行われているか。

(5) 施設の安全管理

エレベーターや消防用設備等の機械設備は適正に管理されているか。

第2 監査の結果

現金・金券等管理、歳入、契約事務、補助金及び施設の安全管理に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次の事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行に当たっては、是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

1 指摘事項

(1) 適正な契約事務について 【芝地区総合支所まちづくり課】

芝新堀町児童遊園アスベスト調査委託について、契約締結日は令和6年12月23日であるが、報告書を確認したところ、契約締結日より前に業務が履行されていた（書面調査12月10日、目視調査12月13日、試料採取12月13日、分析期間12月18日から12月26日まで）。

業務の履行は、契約に基づき実施されるものであり、契約の締結前に業務が履行されることはあり得ない。

業務を委託する際は、契約締結から業務履行までのスケジュールを想定し、契約を締結した上で履行に着手すべきである。

(2) 契約内容の遵守について 【麻布地区総合支所管理課】

六本木区民協働スペース清掃業務委託について、仕様書では、作業日誌を作業の翌日に区へ提出（翌日が日曜日及び年末年始に当たるときは、それぞれ翌日以降直近の開庁日）し、確認を受けるものとしているが、1か月分をまとめて受理していた。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書に記載されている事項は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう、受注者に対して指導すべきである。なお、業務の性質上、日誌をまとめて確認することで支障がない場合は、仕様書の見直しを検討されたい。

(3) 契約内容の遵守について 【麻布地区総合支所協働推進課】

港区総合防災訓練（麻布会場）記念品の購入について、納入期限（令和6年11月14日）より後の12月24日に対象物品が納品されており、11月16日の訓練では配布されなかった。記念品は、令和7年10月19日の防災訓練で区民に配布されたが、本来の適正な契約の履行ではなかった。

契約は当事者間で合意した内容であり、納入期限は受注者に遵守させなければならない。

物品を購入する際は、適切な納入期限を確保した上で、期限までに納品されるよう受注者に対して指導すべきである。

(4) 適正な検査事務について 【赤坂地区総合支所区民課】

電子複写機の保守委託について、受注者から各月提出されていた納品書に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。また、窓口受付システム機の保守委託につ

いても、受注者から各月提出されていた報告書に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書等を確認して、委託の検査を行わなければならない。

支出の根拠となる検査は、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(5) 適正な前渡金の清算について 【芝地区総合支所協働推進課】

災害見舞金の前渡金について、令和6年6月21日2件、7月30日1件、令和7年3月24日1件の計4件は、差引残金がなかったため清算は不要との認識から、用件終了後5日以内に清算していなかった。

港区会計事務規則第86条第1項第1号では、随時の前渡金は用件終了後5日以内に清算しなければならないとされている。

清算は、適正な支払いが行われたかどうかを確認するための制度であり、過不足のあるなしは、清算をして始めて確定するもので、会計事務の厳正な執行のために欠かせないものである。資金前途を受けた際は、差引残金の有無にかかわらず、規則に基づき、適正に清算することを徹底すべきである。

(6) 消防設備点検の適切な対応について 【芝地区総合支所管理課】

令和7年5月29日に芝保育園の消防用設備等点検結果報告書を提出した際に、製造年から10年以上経過している消火器の交換及びバッテリー不良のための避難誘導灯の交換の不良事項の対応について6月5日までに芝消防署長に改修計画書を提出のこととの指示を受けたが、提出していなかった。また、同日に提出した芝公園保育園等複合施設の消防用設備等点検結果報告書についても、製造年から10年以上経過している消火器の交換の不良事項の対応について6月5日までに芝消防署長に改修計画書を提出のこととの指示を受けたが、提出していなかった。

消防法第4条第1項では、消防署長は、火災予防のために必要があると認めるときは、資料の提出を命じることができるとされており、指示を受けた場合は期限までに改修計画書を提出しなければならない。

消防設備点検は施設を安全安心に利用する上で重要であり、改修計画書の提出指示があったにもかかわらず提出していなかったことは誠に遺憾である。消火器の交換など不良事項の対応は速やかに行い、改修計画書は期限を遵守し提出すべきである。

2 意見事項

(1) 適正な歳入科目の収納について 【みなと保健所保健予防課】

令和6年度新型コロナワクチン定期接種特別補助事業補助金（収入額 24,414,000円）及び令和6年度母子保健支援事業補助金（収入額 1,161,000円）の収納について、いずれも歳入科目を（款）都支出金（項）都補助金に計上すべきところを、（款）諸収入（項）雑入に計上していた。前者については、起案文書の歳入科目も誤っていたが、合議先においても承認していた。

2件の東京都からの補助金は、誤った歳入科目で収納し、決算数値に計上している。

補助金を収納する際は、所管課において歳入科目を十分に確認し、また、起案は、合議先の財政課及び庶務担当課など関係部課が改めて内容を精査した上で承認するなど、適正な事務処理に努められたい。

(2) 適正な契約事務について 【麻布地区総合支所管理課（西麻布保育園）】

キラキラフレンドボール他の購入（契約金額 481,497 円、契約締結日 令和7年1月14日、納入期限 令和7年1月27日）、LED ランタン付ライトほかの購入（契約金額 449,265 円、契約締結日 令和7年1月24日、納入期限 令和7年2月12日）の2件は、それぞれ類似した数十品目の物品を近接した契約締結日に購入したものである。契約相手方は異なるが、2件を合計し競争入札に付して安価で購入できる可能性があるにもかかわらず、分割して契約していた。

契約は一般競争入札が原則であり、2件を合計した場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び港区契約事務規則第39条第2号で定める随意契約の範囲（予定価格80万円（令和7年5月1日改正前））を超えるため、競争入札に付して契約すべきである。

契約を締結する際は、不適切な分割発注との疑念を抱かれないよう、規則で定める予定価格に基づき、適正な契約手続を徹底されたい。

(3) 適正な契約事務について 【芝浦港南地区総合支所まちづくり課】

ア ドラム缶の購入（契約金額 792,000 円、契約締結日 令和6年12月9日、納入期限 令和6年12月16日）、ドラム缶・ペール缶の購入（契約金額 796,840 円、契約締結日 令和6年12月13日、納入期限 令和6年12月17日）、ペール缶の購入（契約金額 799,480 円、契約締結日 令和6年12月18日、納入期限 令和7年1月7日）、ペール缶の購入（契約金額 799,480 円、契約締結日 令和6年12月24日、納入期限 令和7年1月8日）の4件について、契約締結日が同一月で、契約から納入期限までが一部重なっており、契約相手方も全て同じで、見積りを徴した業者も全て同じであるにもかかわらず、分割して契約していた。

イ 橋りょうライトアップ年間運用スケジュール作成業務委託（新芝・渚橋）（契約金額 495,000 円、契約締結日 令和7年1月29日、履行期限 令和7年3月7日）、橋りょうライトアップ年間運用スケジュール作成業務委託（御楯・汐彩橋）（契約金額 495,000 円、契約締結日 令和7年2月4日、履行期限 令和7年3月14日）、橋りょうライトアップ年間運用スケジュール作成業務委託（浜路橋）（契約金額 220,000 円、契約締結日 令和7年2月14日、履行期限 令和7年3月28日）の3件について、契約締結日が1か月以内で、契約から履行期限までが一部重なっており、契約相手方も全て同じで、仕様書の業務内容と特命随意契約の理由も全て同じであるにもかかわらず、分割して契約していた。

ア及びイは一括して契約すべきであり、その場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び港区契約事務規則第39条第2号又は第6号で定める随意契約の範囲（予定価格80万円又は50万円（令和7年5月1日改正前））を超えることになり、競争入札に付することとなる。

契約を締結する際は、不適切な分割発注との疑念を抱かれないよう、規則で定める予定価格に基づき、適正な契約手続を徹底されたい。特に、本件は、随意契約ができる上限に

著しく近い額で、予定価格を設定していた。契約は一般競争入札が原則で、要件に該当した場合に限り随意契約ができることを、まちづくり課長会等を通じて各支所において改めて情報共有し、公正な契約事務の確保に取り組まれない。

(4) 適正な旅費の支出について 【高輪地区総合支所協働推進課】

令和7年2月19日から20日にかけて、神奈川県足柄下郡湯河原町へチャレンジコミュニティ大学宿泊研修に随行した旅費について、議会对応があり早急に帰庁するとして、公共交通機関（路線バスは20分に1本程度。バスもタクシーも所要時間はほぼ同じ。）があるにもかかわらず、帰りのタクシー代金を支給していた。

「近接地外旅費支出の手引」では、タクシー利用の例として、「公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合、業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合、出張の目的又は用務の内容等により、タクシーを利用することが合理的である場合」があるが、いずれにも該当しない。

旅費を支給する際は、手引に基づき、適正な支出に努められたい。

(5) 適正な物品管理について 【芝浦港南地区総合支所協働推進課】

2件のカゴ台車の購入（いずれも単価47,500円（税抜き））について、いずれも購入予定価格（税込み）が5万円以上であるにもかかわらず、一般需用費で購入し、備品登録もしていなかった。

平成24年9月10日付「物品の取扱いの改正について」では、購入予定価格が税込み5万円以上であれば、備品登録をすることとしている。

物品を購入する際は、購入予定価格に基づき、適正な事務処理に努められたい。